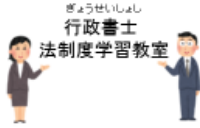


いじめは人権侵害

～人権の意味と大切さ～

読み上げマニユアル



ぎょうせいし
宮崎県行政書士会

いじめは人権侵害

～人権の意味と大切さ～

～ 内容 ～

- 1 はじめに
- 2 人権の成り立ち
- 3 憲法と人権
- 4 教育を受ける権利
- 5 いじめ防止対策推進法
- 6 いじめをなくすために
- 7 今日のまとめ



みなさん、こんにちは。

私は、行政書士の〇〇〇〇といたします。

今日は、行政書士法制度学習教室ということで、とても大切な、人権についてお話しさせていただきます。

お話しするのは、「いじめは人権侵害」という内容で、7つのテーマを用意しています。

ここで、人権の意味と大切さを理解してもらえればと思っています。

みなさんに、プリントが配られていると思いますが、みなさんには、プリントの空いている空欄のところを埋めていっていただきますので、良く聞いておいてくださいね。後々、前の画面に出てきます。

それでは、早速、テーマ1の「はじめに」というところから見していきます。



1 はじめに ①

ぎょうせいしよし じごと
行政書士の仕事は？

書類作成(しよるいさくせい)と
相談(そうだん)

行政書士のマーク



大事なお話をしていく前に、私たちの事を少し話させてください。


みなさんは、「行政書士」という仕事を聞いたことがありますか？

(少し間をおいて)「ある」という人は、ほとんどいないと思います。

では、行政書士の仕事ってなんなのでしょう。

 クリック

今日来ている〇人は、全員行政書士です。
普段、どういう仕事をしているかというと・・・

 クリック

書類作成と相談です。

ちなみに、右上のマークがコスモスの花をかたどった行政書士のマークです。

 クリック

1 はじめに ②

例えば・・・レストラン、ケーキ屋さん、美容室
行政(市役所など)の許可がないとできません。

↓ そこで、話をよく聞いて・・・

私たちが書類を作り、許可を取ってきます。

これが、私たちの仕事です。



きよかしょう
許可証です！

では、書類作成と相談というのは、何なのか、
具体的に説明します。🖱️ クリック

例えば、レストラン・ケーキ屋さん・美容室。

色々な仕事がありますが、こうしたお店を始
めようとするときは、🖱️ クリック 市役所などの
行政の許可、やってもいいですよ、という書
類が必要です。

なので、お店を始めたいという人から相談を
受けて🖱️ クリックよく話を聞きます。

🖱️ クリック そして、書類を作って、市役所などの
行政へ出して、やってもいいですよ、という許
可を取ってきます。

🖱️ クリック これが、私たちの仕事です。🖱️ クリック

この、許可には、それぞれ法律がありますの
で、法律をよく知る必要があります。🖱️ クリック

2 人権の成り立ち ①

16世紀、ヨーロッパでは、
ぜったいおうせい
「絶対王政」が行われていました。

けんりよくしゃ
権力者である王様の言う事が
絶対でした。


これはおかしい！




それでは、私たちの仕事のお話はそのぐらいにして、今日の大事なお話をしていきますね。

まず、人権の成り立ちを見ていきます。人権という言葉は難しいですが、後で説明しますので、まずは、成り立ち、歴史を見ていきましょう。

 クリック 16世紀のヨーロッパでは、「絶対王政」が行われていました。

この、絶対王政というのは、何なのかといいますと、 クリック

権力者である王様の言うことがなんでもかんでも絶対でした。仕事を選ぶのも、住む所を選ぶのも、王様の言うことが絶対だったので文句を言うこともできませんでした。 クリック
これは、おかしい、と思う人がたくさんいました。

 クリック


2 人権の成り立ち ②

じゆうがほしい！




じゆう びょうどう
自由と平等を求めて、
ゆうき
勇気のある人たちが
王様と戦いました。

そんな中、 クリック

自由と平等を求めて、自分たちで勝ち取るために、 クリック

勇気のある人たちが王様と戦いました。

 クリック

言われた事、決められた事だけしかできないのは嫌で、自由がほしい、という思いですね。

 クリック

2 人権の成り立ち ③

勇気のある人たちが、
王様に勝ちました。

自由に、選ぶことができるよう
になりました。

言う・書く・結婚・働く・住む・買うなど



その戦いの結果、🖱️ クリック 勇気のある人たちが王
様に勝ちました。

そして、ここは大事なところですよ。🖱️ クリック
自由に選ぶことができるようになりました。
プリントを見てください。

①と②の空欄には、この自由と選ぶが入ります。
(記入の時間を見て)

そして、🖱️ クリック 何でも言えて、何でも書けて、結婚
の相手も選べて、仕事も選べて、住む所も自分で決
めて、欲しいものが買えるようになりました。🖱️ クリック
この勇気のある人と王様との戦いを「市民革命」とい
います。

今、埋めてもらった空欄の右側に矢印があります。
ここに、市民革命のことが書いてあります。

その過程、戦いの中で、多くの血が流れていることを
忘れてはなりません。

そのような先人たちの努力が現在の私たちが、自由
に暮らせる社会の土台、仕組みを築いてきたのです。

🖱️ クリック

3 憲法と人権 ①

この勝ち取った^{とうと}尊い
自由を^{じゆう じんけん}人権と呼びます。

日本国憲法^{ほしやう}でも
保障されています。



では、次に、憲法と人権を見ていきます。

🖱️ クリック

この市民革命で勝ち取った尊い、大事な自由を人権と呼びます。

なので、空欄の③には、人権と入れてください。

(記入の時間を見て次の発言)

人が人として尊重され、幸せで人間らしく生きるために、

🖱️ クリック 日本国憲法でも保障されています。

空欄の④には、日本国憲法と入れてください。

(記入の時間を見て次の発言)

🖱️ クリック プrintの裏を見てください。右側の真ん中くらいに、日本国憲法の大切なところが書いてあります。

この11条というところに、人権の事が書かれています。

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。これは、みんなが人権を持っているということです。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。これは、この日本で一番の法律である憲法がずっとずっと何があっても、みんなに人権があるということを約束しますということです。

🖱️ クリック

3 憲法と人権 ②

人権は、誰もが
持っているものです。

子どもでも、

とうぜん

当然あります。




みんな持ってる人権！

では、次を見ていきます。


憲法にも書かれていたように、 クリック

人権は、誰もが持っているものです。

空欄の⑤には、誰という漢字を入れてください。

プリントにも書かれていますが、 クリック

どんな子供でも、赤ちゃんでも、当然持っています。

 クリック 人であれば、だれもが持っているということです。

3 憲法と人権 ③

学校生活でも、

「相手を^{そんちよう}尊重し、
^{たが} ^{みと}
お互いを認め合う」


「^{たが}
お互いを傷つけない」

ということが必要なのです。


そんちようするニヤ〜



ですから、 クリック 学校生活でも、

 クリック


「相手を尊重し、お互いを認め合う」

 クリック

「お互いを傷つけない」

ということが必要なのです。

ここも、とても大事な事ですね。

 クリック

空欄の⑥には、尊重と入れてください。

(記入の時間を見て次の発言)

それでは、次を見ていきます。

 クリック

4 教育をうける権利 ①

あなたが学校でいじめを受けたら、

じんけん

大切な人権の一つである、


教育をうける権利が

しんがい


侵害されてしまいます。



今回は、教育を受ける権利についてお話しします。

 クリック

もし、あなたが学校でいじめを受けたら、

 クリック

大切な人権の一つである、

教育をうける権利が侵害されてしまいます。

空欄の⑦には、教育をうけると入れてください。
(記入の時間を見て次の発言)

先ほど見てもらった憲法にも、この教育を受ける権利が書かれています。

プリントの裏の右側の下の方を見てください。第26条として、すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する、とあります。

これは、日本で一番の法律がみなさんが学校に来て勉強する事を人権として約束しているものです。

 クリック

4 教育を受ける権利 ②

教育を受ける権利は
とく たいせつ
特に大切です。

いじめがあると、
あんしん
安心して学習その他の
かつどう とく
活動に取り組むことが
できません。



先ほど、教育を受けると入れてもらった⑦番
の右側にある米印を見てください。

次にお話しすることはそこに書かれています。

 クリック

この、教育を受ける権利は特に大切です。

 クリック

いじめがあると、安心して学習その他の活動
に取り組むことができません。

 クリック

では、次に、いじめがあったとき、どのような
法律があるのか見ていきましょう。

少し、難しくなります。

でも、とても大事な事です。ゆっくり話します
ので、良く聞いておいてください。

 クリック

5 いじめ防止対策推進法 ①

いじめを

『いじめを受けた児童等の教育を受ける
権利を著しく侵害し、その心身の健全な
成長及び人格の形成に重大な危険を生
じさせる恐れがあるもの』(同法1条)

としています。



今見てもらっているプリントの続きのところで
す。

いじめは、あってはいけません。

この、いじめが無いように、いじめ防止対策
推進法という決まりがあります。

いじめが無いように、どうにかしていきましょ
うという法律です。

ここでは、いじめというものを、いじめを受け
た児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、
その心身の健全な成長及び人格の形成に
重大な危険を生じさせる恐れがあるもの、で
あるとしてあります。

解り易くいうと、いじめは、教育を受ける権利、
学校に来て勉強する権利ですね。これをだ
めにするもので、心や体の成長もだめにして
しまいそうなものということです。

5 いじめ防止対策推進法 ②

しんりてき また ぶつりてき えいきょう

いじめは「心理的又は物理的な影響を

あた こうい たいしゅう

与える行為」で「対象となった児童等が

しんしん くつう かん

心身の苦痛を感じているもの」をいい、

こ ぶく

インターネットの書き込みも含まれます。



では、この法律では、具体的にいじめをどのようなものと書かれているでしょうか。みていきましょう。

🖱️ クリック

いじめは「心理的、心や気持ちですね。又は物理的、これはぶったり物を壊したりなどです。影響を与える行為、そうすることですね。」で「対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの、これは、嫌だ・やめて欲しいと思っているということですね。」まとめると、ぶたれたり物を壊されたりされることをやめて欲しいとおもっていることをいじめ、といいます。🖱️ クリック

これには、インターネットの書き込みも含まれます。

🖱️ クリック

いやな書き込みがされている、という絵です。

🖱️ クリック

(絵が消えたら)

空欄の⑧には、インターネットと入れてください。

(記入の時間を見て次の発言)それでは、次にいきます。

🖱️ クリック

5 いじめ防止対策推進法 ③ 公共の福祉

ちょっとむずかしい～



けんぽう ほしやう
憲法によって保障されている人権ですが、

なんでもかんでも自由というわけではありません。

めいよ
人権の中には、名誉やプライバシーということもあります。

しんがい みと
それを侵害する自由が認められているわけではないのです。

しょうとつ ちょうせい こうきやう ふくし
人権と人権の衝突を調整することを公共の福祉といいます。

ここでは、公共の福祉という言葉を理解します。少し難しいですが、頑張って聞いてください。

クリック

憲法によって保障されている人権であって、先ほどの、言われるままが嫌だ、自由が欲しいと戦って得た自由ですが、なんでもかんでも自由というわけではありません。

クリック

人権の中には、名誉やプライバシーということもあります。正しくありたいという気持ちや秘密を知られたくないという気持ちの事です。

クリック

それを侵害する自由が認められているわけではないのです。侵害する、そういう相手の気持ちをダメにするのはいけないという事です。

クリック

こうした、人権と人権、自由と自由の衝突、ぶつかり合いを調整することを公共の福祉といいます。

クリック

6 いじめをなくすために ①

いじめている人を、はやし立てたり、

笑って見ているのは、 **ポイント!**

→ いじめに加わっているのと同じです。

いじめをうけている人は全く悪くありません。

→ いじめる人が悪いのです。



では、いじめをなくすためには、どうしたらよいのでしょうか。


まずは、いじめで、注意しなければならない、ポイントを見ましょう。

 クリック

いじめている人を、はやし立てたり、笑って見ているのは、どうなのかというと、


 クリック

いじめに加わっているのと同じです。



 クリック

また、いじめをうけている人は全く悪くありません。

 クリック

いじめる人が悪いのです。  クリック

この、太く大きく書かれている部分が重要です。

 クリック  クリック  クリック

(「ポイント」の文字を点滅させる。)

 クリック

6 いじめをなくすために ②

しょうがいざい ぶじょくざい

いじめは、傷害罪や侮辱罪などになります。

ばあい けいさつ じどうそうだんじょ つうこく

場合によって、「警察から児童相談所へ通告」


かていさいばんしょ そうち

「家庭裁判所へ送致」などもあり、


おや そんがいばいしょう せきにん お


「親が損害賠償の責任を負う」こともあります。



では、いじめをした場合、いじめた人たちはどうなるのかを見ていきましょう。  クリック

いじめは、傷害罪や侮辱罪などになることがあります。

怪我をさせたり、嫌な思いをさせたりするのは、犯罪だといわれることがあります。  クリック

場合によって、警察から児童相談所へ通告、知らせるといことですね。  クリック

そして、調査の結果、内容によっては、家庭裁判所へ送致されます。そして、家庭裁判所で、また調査されるなどがあります。


 クリック

また、親が損害賠償の責任を負うこともあります。これは、親がお金を払わなければならなくなる、ということです。

このように、法律では、厳しい決まりがあります。

プリントの裏の左側の上の方に詳しく書かれています。

そうならないため、いじめを見たとき、あってはなりません。が、いじめを受けた時、みなさんはどうしたらよいのでしょうか。

 クリック

6 いじめをなくすために ②

そうだん

勇気をふりしぼって大人に相談しよう。

こま

困っているクラスメイトや友達がいたら

助けてあげよう。




ここでの答えは、2つです。1つめは、

 クリック

勇気をふりしぼって大人に相談しよう、です。

これは、勇気のいる事ですが、法律も大人も、みなさんの味方です。

難しく考えずに、話をして下さい。先生や親などの他、話を聞いてくれる電話等もあります。

もう一つは、 クリック

困っているクラスメイトや友達がいたら助けてあげよう。

自分で助けるのは難しいこともあるでしょう。そういう時は、大人が助けてくれますので、是非話をしてみてくださいね。

とにかく、誰かに話すことです。話をして下さい。



 クリック

今日のまとめ

「人権を守る」ということは、

あいて
相手 そんちよう を尊重し、
りかい どりよく
理解しようと **努力** することでもあります。

それでは、最後に、今日のまとめをしていきましょう。

「人権を守る」ということは、 クリック「相手」を尊重し、理解しようと  クリック「努力」することでもあります。

空欄の⑨と⑩にそれぞれ相手、努力と入れてください。

相手を理解しようとする努力こそが、人権を守るために大変大切な事なのです。

プリントの左側の一番下に書かれています。

いじめのない、皆が自分らしく生き生きと暮らし、夢や幸せを追求できる社会にしましょう。

これが、私たちが皆さんに一番伝えたいことです。

ありがとうございました。

これで、本日の法制度学習教室を
終わります。

静かに聞いてくれて、
ありがとうございました。



ぎょうせいし
宮崎県行政書士会

それでは、これで、本日の法制度学習教室を
終わります。

静かに聞いてくれて、ありがとうございました。